

規制の事前評価書

法令案の名称：防衛省設置法等の一部を改正する法律案（自衛隊法改正及び高圧ガス保安法改正）

規制の名称：①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第 107 条第 7 項関係）
②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第 111 条の 2 第 1 項関係）
③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第 111 条の 2 第 2 項関係）
④装備移転航空機に係る航空法等の適用除外（第 107 条第 1 項、第 8 項及び附則第 7 項関係）
⑤装備移転船舶に係る船舶法等の適用除外（第 109 条第 1 項関係）
⑥自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外（第 110 条関係）
⑦装備移転船舶に係る高圧ガス保安法の適用除外（第 3 条関係）

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）
防衛装備庁技術戦略部技術計画官

評価実施時期：令和 7 年 1 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 装備移転（我が国と防衛分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡等をいう。）の対象となる航空機（以下「装備移転航空機」という。）及び装備移転の対象となる船舶（以下「装備移転船舶」という。）の製造等を行うことを可能とするため、それぞれの安全性に係る基準を定めるとともに、当該基準に従った製造等を行うことを担保するための所要の規定を新設する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 自衛隊の使用する航空機及び自衛隊の使用する船舶の安全性については、自衛隊法において防衛大臣が安全性に係る基準を定め、事業者との契約に基づき、契約相手方事業者はその安全性に係る措置を講じることが担保してきた。他方で、装備移転航空機及び装備移転船舶については、防衛省はこれらを製造する事業者との契約関係ではなく、自衛隊の使用する航空機及び自衛隊の使用する船舶と同様の契約に基づく安全性の確保の措置を講じることができない。
- ・ また、将来的に無人船舶が装備移転の対象となった場合において外国政府への引渡し前に試験航行を行う際、前記と同様に、防衛省は当該試験航行を行おうとする者との契約関係にはないことから契約に基づく安全性の確保の措置を講じることができない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第１０７条第７項関係）

- ・ 装備移転航空機について、防衛大臣が安全性の確保等に必要な基準を定め、製造企業は、装備移転航空機を製造する際には、同基準に適合することについて、防衛大臣の確認を受けなければならないこととする。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第１１１条の２第１項関係）

- ・ 装備移転船舶は、防衛大臣が定める技術上の基準に適合するかどうかについて検査を受け、かつ、これに合格しなければ、航行の用に供してはならないこととする。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第１１１条の２第２項関係）

- ・ 装備移転船舶を航行しようとする者は、防衛大臣が定める配員の基準に従って配員して航行することについて防衛大臣の確認を受けた後でなければ、航行してはならないこととする。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 自衛隊の使用する航空機及び自衛隊の使用する船舶については、その使用目的のため特殊な構造等を有するものであることから、航空法、船舶安全法をはじめとする船舶関連法等の一般の航空機及び船舶に係る法律の一部又は全部の適用対象から除外しているところ、装備移転航空機及び装備移転船舶は自衛隊の使用する航空機及び自衛隊の使用する船舶と同種のものであることから、同様に、これら法律の適用対象から除外する。また、自衛隊の使用する航空機の航空事故等については、それ以外の航空機との間に発生した航空事故等を除き、運輸安全委員会設置法に基づく事故調査の対象から除外しているところ、装備移転航空機は自衛隊の使用する航空機と同種のものであることから、同様に、この法律の適用対象から除外する。さらに、装備移転航空機並びにこれに乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、航空法で規定する航空機強取行為等の防止のための検査及び同検査を受けた後でなければ危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならない旨の表示義務についても適用対象から除外する。
- ・ 現在研究開発を進めている無人船舶等の導入が見込まれる中で、当該船舶を含め自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶について民間人の知見を活用した試験航行等を実施するため、これらの船舶及びその航行に従事する者を船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「船舶職員法」という。）の適用対象から除外する。
- ・ 高压ガス（１メガパスカル以上の圧縮ガス等をいう。）の取扱いを規制する高压ガス保安法においては、船舶安全法の適用を受ける船舶、自衛隊の使用する船舶等の他法令において高压ガスの取扱いの安全性を確保する措置が講じられているものについては、適用対象から除外する規定が置かれているところ、今般、装備移転船舶についても自衛隊法に基づき高压ガスの取扱いを含む技術上の基準を定め、その基準への適合性を検査する規定を新設することとしていることから、高压ガス保安法において、装備移転船舶についても適用対象から除外する規定を置く。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 自衛隊の使用する航空機及び自衛隊の使用する船舶については、その使用目的のため特殊な構造等を有するものであることから、航空法、船舶安全法をはじめとする船舶関連法等の一般の航空機及び船舶に係る法律の一部又は全部の適用対象から除外するとともに、自衛隊の使用する航空機の航空事故等については、それ以外の航空機との間に発生した航空事故等を除き、運輸安全委員会設置法に基づく事故調査の対象から除外し、当該航空機の知見を有する防衛大臣の責任の下で調査を実施することとしている。他方で、装備移転航空機及び装備移転船舶についても同様に特殊な構造等を有するものの、自衛隊の使用する

航空機及び自衛隊の使用する船舶ではないことから、これら一般の航空機及び船舶に係る法律が適用されることとなるため、現実的にこれらの製造等を行うことが困難となる。また、装備移転航空機の航空事故等については、運輸安全委員会設置法が適用されるため、防衛大臣の責任の下で調査を実施することができない。

- ・ 装備移転航空機については、航空法の一部が適用されているため、試験飛行等で自衛隊以外が管理する空港に自衛隊の使用する航空機同様の基準では離着陸することができない。
- ・ 厳しい安全保障環境や我が国の抱える少子化の影響を踏まえると、海上優勢、水中優勢確保のため、無人船舶の創製を加速する必要がある。研究開発中の自衛隊の使用する無人船舶の機能確認のための試験航行等において、民間企業の知見を活用する必要がある。一方で民間人が、船舶の試験航行を行う場合は、船舶職員法が適用されることになるが、同法は無人での航行を認めていないことから、現状、民間人による自衛隊の使用する無人船舶の試験航行を行うことができない。また、装備移転の対象となる無人船舶についても、船舶職員法が適用されているため、相手国への引渡し前は同様に試行航行を行うことができない。
- ・ 高圧ガス保安法では、自衛隊の使用する船舶内の高圧ガスを適用対象から除外し、自衛隊法に基づき防衛大臣が定める技術上の基準の下でその安全性が確保されてきたところ、装備移転船舶は、自衛隊の使用する船舶と同種の船舶であるものの、船舶安全法の適用除外により、高圧ガス保安法が適用されることになるため、防衛大臣が定める基準に従うことができない。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

④装備移転航空機に係る航空法等の適用除外（第107条第1項、第8項及び附則第7項関係）

- ・ 装備移転航空機に対する航空法の一部適用除外及び自衛隊機のみが関わる航空事故について運輸安全委員会による事故調査の対象外とすることを定める。

⑤装備移転船舶に係る船舶法等の適用除外（第109条第1項関係）

- ・ 装備移転船舶について、船舶安全法その他船舶関連法（船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律及び小型船舶の登録等に関する法律）の適用対象から除外する。

⑥自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外（第110条関係）

- ・ 自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶並びにこれらの航行に従事する者を船舶職員法の適用対象から除外する（この際、自衛隊の使用する船舶の民間人による試験航行については、防衛省訓令等で航行の安全を確保するための配員の基準を定めた上で、契約に基づき事業者はその安全性を確保するための措置を講ずる）。

⑦装備移転船舶に係る高圧ガス保安法の適用除外（第3条関係）

- ・ 装備移転船舶について、高圧ガス保安法の適用対象から除外する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合すること

についての確認に係る規定の新設（第１０７条第７項関係）

- ・ 装備移転航空機の製造について、民間機と同様に航空法及び運輸安全委員会設置法を適用させることを検討した。しかしながら、装備移転航空機は、航空法ではなく防衛省の基準に基づいて製造されるべきものであるため、試験飛行を実施するための許可は防衛大臣が行うことが望ましく、また、装備移転航空機の事故が発生した場合の事故調査についても、これらの知見を有する防衛大臣が一貫して説明責任を果たすことが望ましいことから、装備移転航空機に対する航空法の一部適用除外とするとともに、自衛隊機及び装備移転航空機のみが関わる航空事故について運輸安全委員会による事故調査の対象外とし、自衛隊法の規定を整備することとした。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第１１１条の２第１項関係）

- ・ 装備移転船舶の安全性について船舶安全法の下で安全性を確保することを検討したが、同法は一般の船舶の安全基準等を定める法律であり、特殊な構造等を有する装備移転船舶には適用できないことから、自衛隊法において、装備移転船舶の技術上の基準を定め、当該基準への適合性について検査を行う旨の規定を新設することとした。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第１１１条の２第２項関係）

- ・ 装備移転船舶の航行に従事する者の配員について船舶職員法の下で規制することを検討したが、同法の規制は、人が乗り組むこと等を前提としたものであることから、将来的に無人船舶が装備移転の対象となり得ることも踏まえて、自衛隊法において、装備移転船舶の配員の基準を定め、当該基準に従い配員することについて確認を行う旨の規定を新設することとした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
 - 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
 - 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
 - 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった
- （検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第１０７条第７項関係）

- ・ 当初、装備移転航空機の製造に際して、安全性に関する必要な措置を講ずる義務を防衛大臣のみに課し、製造企業に対して防衛大臣の定めた基準に従って航空機を製造させるための義務規定を置かないことも検討した。しかしながら、自衛隊の使用する航空機は、その納入先が自衛隊となっていることから、製造企業が防衛大臣の定めた基準に従って航空機を製造しなかった場合、防衛大臣が納入を拒否することによって同基準の遵守を担保できるが、装備移転航空機は、その納入先が外国軍隊になるところ、製造企業が防衛大臣の定めた基準に従わずに製造する可能性があるため、製造企業に同基準を遵守させるための規定を置くこととした。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第１１１条の２第１項関係）

- ・ 装備移転船舶について、自衛隊の使用する船舶と同様に、技術上の基準の遵守に係る規定を置かないことを検討したが、前記のとおり、防衛省は装備移転船舶を製造する事業者との契約関係になく、契約に基づく安全性の確保の措置を講ずることができないため、非規制手段を採択しないこととした。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第１１１条の２第２項関係）

- ・ 装備移転船舶について、自衛隊の使用する船舶と同様に、配員の基準の遵守に係る規定を置かないことを検討したが、前記のとおり、防衛省は装備移転船舶を製造する事業者との契約関係がなく、契約に基づく安全性の確保の措置を講ずることができないため、非規制手段を採択しないこととした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第１０７条第７項関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、装備移転航空機を製造する者に、防衛大臣が定める安全性に係る基準により装備移転航空機を製造させるための規制を導入することで、装備移転航空機の安全性を確保し、もって装備移転を適切に実施することが可能となる。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第１１１条の２第１項関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、装備移転船舶は、技術上の基準に適合するかどうかについて検査を受け、かつ、これに合格しなければ、航行の用に供してはならないこととする規制を導入することで、安全性が確保されない船舶の航行を防止することができる。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第１１１条の２第２項関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、装備移転船舶を航行しようとする者は、配員の基準に従って配員することについて、防衛大臣の確認を受けた後でなければ、航行してはならないこととする規制を導入することで、不適切な配員による航行を防止することができる。

【緩和・廃止】

④装備移転航空機に係る航空法等の適用除外（第１０７条第１項、第８項及び附則第７項関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、一般的な航空機に係る航空法の一部の適用対象から装備移転航空機を除外することで、装備移転航空機の製造を可能とすることができる。

⑤装備移転船舶に係る船舶法等の適用除外（第１０９条第１項関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、船舶安全法をはじめとする船舶関連法等の一般的な船舶に係る法律の適用対象から装備移転船舶を除外することで、装備移転船舶の製造を可能とすることができる。

⑥自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外（第１１０条関係）

- ・ 無人船舶については、現在研究開発段階であることから、自衛隊の使用する船舶としての導入件数を定量化することは困難であり、また、装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、そ

の件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、船舶職員法の適用対象から自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶並びにこれらの航行に従事する者を除外することで、無人船舶の航行を可能とする。

⑦装備移転船舶に係る高圧ガス保安法の適用除外（第3条関係）

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、高圧ガス保安法の適用対象から装備移転船舶を除外することで、装備移転船舶の製造を可能とすることができる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第107条第7項関係）

- ・ 装備移転航空機の安全性に関する基準への適合性の検査並びに運航に関する基準及び運航に従事する者の技能に関する基準に従った運航を行うことについての確認を受けるに当たり、当該検査を受ける者において、申請書の作成、申請書に添付する書類等の作成、工場等における検査対応等に係る費用が生じ、また、当該確認を受ける者において、申請書の作成、運航に従事する者が保有する資格情報、証明書の写しの作成等の作業に係る費用が生じることが想定される。
- ・ なお、これらの費用のうち安全性に関する基準への適合性の検査に係るものは、製造する航空機の種類・規模等により、申請書に添付する書類の量、検査期間等が異なるものと想定されるところ、装備移転航空機は、外国政府との協議等によりその種類・規模等も決定することから、一概に定量化することは困難であるが、事後評価までの装備移転の実績と自衛隊の使用する航空機の実績を照らしつつ、その定量化に努める。他方で、運航に関する基準及び運航に従事する者の技能に関する基準に従った運航を行うことについての確認に係るものは、いずれも軽微な作業であるところ、事業者によって人件費等も異なることから、一概に定量化することは困難であるが、遵守費用は少額であると考えられる。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第111条の2第1項関係）

- ・ 装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査を受けるに当たり、当該検査を受ける者において、申請書の作成、申請書に添付する書類等の作成、工場等における検査対応等に係る費用が生ずることが想定される。
- ・ なお、これらの費用は、製造する船舶の種類・規模等により、申請書に添付する書類の量、検査期間等が異なるものと想定されるところ、装備移転船舶は、外国政府との協議等によりその種類・規模等も決定することから、一概に定量化することは困難であるが、事後評価までの装備移転の実績と自衛隊の使用する船舶の実績を照らしつつ、その定量化に努める。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第111条の2第2項関係）

- ・ 装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認を受けるにあたり、当該確認を受ける者において、申請書の作成、航行に従事する者が保有する資格情報、証明書の写しの作成等の作業が必要となるが、いずれも軽微な作業であるところ、造船事業者は、その規模が大小多岐にわたり人件費等も異なることから、一概に定量化することは困難であるが、遵守費用は少額であると考えられる。

＜行政費用＞

①装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びに運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについての確認に係る規定の新設（第１０７条第７項関係）

- ・ 装備移転航空機の安全性に関する基準への適合性の検査を実施するにあたり、提出された申請書及び添付書類等の確認、工場等における検査立会等の行政費用が生じ、また、運航に関する基準及び運航に従事する者の技能に関する基準に従った運航を行うことについての確認を行うにあたり、申請書及び運航に従事する者が保有する資格情報、証明書の写し等の確認作業に係る費用が生じることが想定される。
- ・ なお、これらの費用のうち安全性に関する基準への適合性の検査に係るものは、製造する航空機の種類・規模等により、添付書類の量、検査期間等が異なるものと想定されるところ、装備移転航空機は、外国政府との協議等によりその種類・規模等も決定することから、一概に定量化することは困難であるが、事後評価までの装備移転の実績と自衛隊の使用する航空機の実績を照らしつつ、その定量化に努める。他方で、運航に関する基準及び運航に従事する者の技能に関する基準に従った運航を行うことについての確認に係るものは、申請書及び運航に従事する者が保有する資格情報、証明書の写し等の確認作業が必要となるが、あらかじめ定められた基準との照合作業等いずれも軽微な作業であるところ、行政費用は少額であると考えられる。

②装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査に係る規定の新設（第１１１条の２第１項関係）

- ・ 装備移転船舶の技術上の基準への適合性の検査を実施するにあたり、提出された申請書及び添付書類等の確認、工場等における検査立会等の行政費用が生ずることが想定される。
- ・ なお、これらの費用は、製造する船舶の種類・規模等により、添付書類の量、検査期間等が異なるものと想定されるところ、装備移転船舶は、外国政府との協議等によりその種類・規模等も決定することから、一概に定量化することは困難であるが、事後評価までの装備移転の実績と自衛隊の使用する船舶の実績を照らしつつ、その定量化に努める。

③装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認に係る規定の新設（第１１１条の２第２項関係）

- ・ 装備移転船舶の配員の基準に従い配員することについての確認を行うにあたり、申請書及び航行に従事する者が保有する資格情報、証明書の写し等の確認作業が必要となるが、あらかじめ定められた基準との照合作業等いずれも軽微な作業であるところ、行政費用は少額であると考えられる。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

④装備移転航空機に係る航空法等の適用除外（第１０７条第１項、第８項及び附則第７項関係）

⑤装備移転船舶に係る船舶法等の適用除外（第１０９条第１項関係）

⑥自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外（第１１０条関係）

⑦装備移転船舶に係る高圧ガス保安法の適用除外（第３条関係）

- ・ 今般の改正では、装備移転航空機及び装備移転船舶について、これらの安全基準等を定める航空法、船舶安全法等の一部又は全部の適用対象から除外し、自衛隊法において安全基準及びその遵守義務を定めることとしているところ、改正の前後で適用される法律は異なるものの、民間事業者における各基準の遵守義務は従前と変わりがなく、遵守費用に大きな変化はないものと考えられる。また、自衛隊の使用する船舶についても、防衛省との契約に基づいて配員の基準の遵守を求めることとしており、装備移転船舶と同様に、遵守費用に大きな変化はないものと考えられる。

<行政費用>

④装備移転航空機に係る航空法等の適用除外（第１０７条第１項、第８項及び附則第７項関係）

⑤装備移転船舶に係る船舶法等の適用除外（第１０９条第１項関係）

⑥自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外（第１１０条関係）

⑦装備移転船舶に係る高圧ガス保安法の適用除外（第３条関係）

- ・ 今般の改正では、装備移転航空機及び装備移転船舶について、これらの安全基準等を定める航空法、船舶安全法等の一部又は全部の適用対象から除外することから、これらの法律に係る行政費用は発生しなくなるものの、自衛隊法において安全基準及びその遵守義務を定めることとしているため、適用除外前と同様に同法に基づく行政費用が生じるものと考えられる。
- ・ また、装備移転船舶及びこの航行に従事する者について、船舶職員法の適用対象から除外することから、同法に基づく行政費用は発生しなくなるものの、自衛隊法において配員の基準及びその遵守義務を定めることとしているため、適用除外前と同様に同法に基づく行政費用が生じるものと考えられる。なお、自衛隊の使用する船舶及びこの航行に従事する者についても船舶職員法の適用対象から除外することから、同法に基づく行政費用は発生しなくなるものの、契約に基づき配員の基準の遵守を求めることになるため、適用除外前と同様に行政費用が生じるものと考えられる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 法律事項については特段の意見はなく、下位法令の検討に当たり引き続き意見交換を進めていくこととなった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 航空機製造事業者及び造船事業者に対して周知等を実施。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ なし。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項なし。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 本規制案については、施行から５年後を目途に事後評価を実施することから、令和１２年度までに事後評価を実施予定。